

第 4 8 号議案

東京都台東区こどもクラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 6 月 3 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、こどもクラブの実施場所に寿第 2 こどもクラブを追加するため提出します。

東京都台東区こどもクラブ条例の一部を改正する条例

東京都台東区こどもクラブ条例（平成13年3月台東区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

寿第2こどもクラブ	東京都台東区寿一丁目4番5号
-----------	----------------

付 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。